

NISA口座における非課税投資枠のご利用に関して

I. 対象取引、利用金額および利用基準日等について

NISA口座を開設すると、毎年、120万円を上限とした非課税投資枠が設定されます。
(非課税期間は、投資を始めた年を含む最長5年間です。)

1. 対象取引

当金庫のNISA口座における非課税投資枠ご利用の対象となる取引の種類は以下のとおりです。

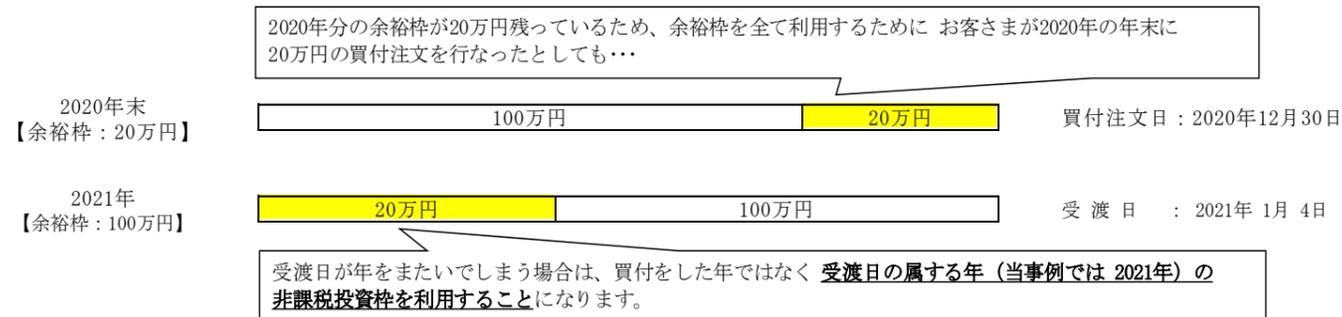
- ① 公募株式投資信託の「投信募集・買付申込書」による募集申込みおよび買付
- ② 公募株式投資信託の定時定額購入取引による買付
- ③ NISA口座で保有する公募株式投資信託の収益分配金による再投資

2. 利用金額

当金庫のNISA口座における非課税投資枠のご利用金額は、その年の約定代金(購入金額)の合計額であり、購入時手数料および消費税は含みません。

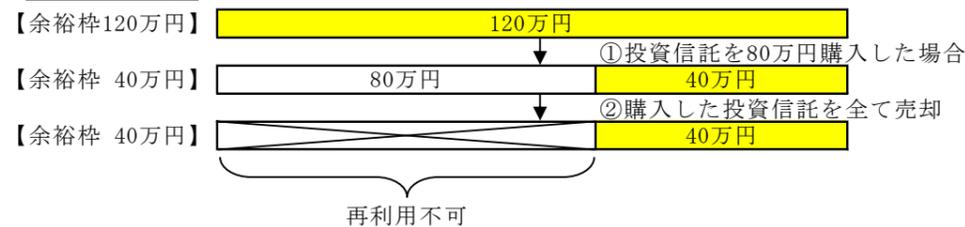
3. 利用基準日

当金庫のNISA口座における非課税投資枠の利用基準日は、買付注文日ではなく、受渡日となります。



4. 非課税投資枠の再利用

一度利用した非課税投資枠は、買い付けた投資信託を売却した場合でも、再利用することはできません。



5. 非課税投資枠の翌年への繰越

1年間に120万円まで利用しなかった場合でも、残りの非課税投資枠を翌年以降に繰越すことはできません。



II. お取引に関する留意事項について

当金庫のNISA口座において買付等のお取引をされる場合、お客さまにご留意いただきたい事項があります。

1. 非課税投資枠超過時の取扱い

万一、非課税投資枠を超過するお取引があった場合は、超過部分を自動的に課税口座(注)で買い付けます。例えば、余裕枠を超過する買付の場合、まずは余裕枠の範囲内の金額に相当する投資信託の口数をNISA口座で買い付け、その後、余裕枠を超過する金額に相当する口数を課税口座で買い付けることとなります。

また、余裕枠が0円の場合は、NISA口座での注文はできません。

(注) 特定口座を開設しているお客さまの場合、超過分は特定口座で買い付けます。

2. 複数種類取引における非課税投資枠利用の優先順位

同日中に種類の異なる対象取引が重複して発生した場合は、以下の優先順位にて非課税投資枠を利用します。

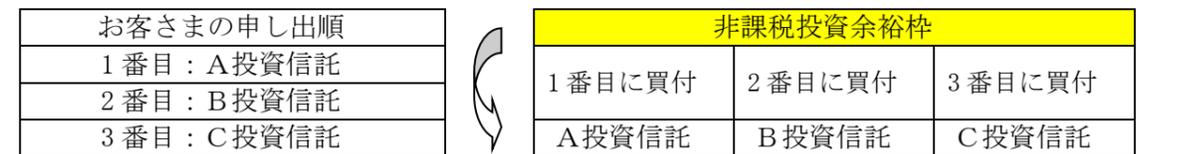
- ① 「投信募集・買付申込書」による募集申込みおよび買付、② 定時定額買付、③ 再投資
- (※) 非課税投資残高から発生した収益分配金の再投資は、NISA口座で買い付けます。

3. 同一種類取引における非課税投資枠利用の優先順位

同日中に同一種類の対象取引が重複して発生した場合は、以下の優先順位にて非課税投資枠を利用します。

- ・「投信募集・買付申込書」による募集申込みおよび買付については、お客さまの申し出順
- ・定時定額買付および再投資について余裕枠を超過する買付の場合は、約定代金で按分

《「投信募集・買付申込書」による募集・買付》



非課税投資枠超過分は課税口座にて買付

(※) 投信募集・買付申込書による募集申込みは、同申込書による買付と同様の取扱いとなります。

《定時定額買付で、余裕枠を超過する買付が発生する場合》



非課税投資枠超過分は課税口座にて買付

(※) 再投資は、定時定額買付と同様の取扱いとなります。

Ⅲ. 収益分配金の取扱いについて

1. 非課税とされる収益分配金

NISA口座において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税管理勘定で管理する投資信託に対して支払われるものが対象となり、課税口座で管理する投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。

また、同一銘柄の投資信託をNISA口座および課税口座で管理する場合には、それぞれの口座での保有口数に応じた収益分配金の非課税・課税の処理となります。

2. 収益分配金の再投資の取扱い

NISA口座内の投資信託から発生する収益分配金の再投資については、非課税投資枠を超過しない限り、全てNISA口座での取扱いとなります。

また、課税口座内の投資信託から発生する収益分配金の再投資をNISA口座で取り扱うことはできません。

《収益分配金再投資分の取扱い》

投信保有口座	投信保有口座から発生する収益分配金再投資先口座	取扱可否	備考
NISA口座	NISA口座	○	非課税投資枠超過分は課税口座で買付
NISA口座	課税口座	×	
課税口座	NISA口座	×	

NISA口座で買い付けた投資信託を翌年にまたいで保有していた場合において、当該投資信託から発生した収益分配金を再投資する際には、当初購入時に属する年の非課税投資枠を利用するのではなく、再投資時の属する年の非課税投資枠を利用します。

《非課税投資枠利用年の例》

NISA口座における投信購入年	再投資買付年	再投資買付にかかる非課税投資枠利用年
2020年	2021年	2021年

＜投資信託に係るご注意事項＞

- 投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、当金庫でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動しますので、元本の保証や分配金等ならびに利回りの保証はありません。したがって、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されるお客さまに帰属します。
- 投資信託は国内外の株式や、債券、不動産投資信託(リート)等に投資しているため、投資対象の価格変動、金利の変動、外国為替相場の変動その他発行者の信用状況の変化等により基準価額が下落し、投資した資産の価値が投資元本を下回る(元本欠損が生じる)場合があります。
- 投資信託の手数料等費用は以下の通りとなっています。詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(付目論見書)等をご覧ください。

購入時手数料	基準価額(※)に最高3.3%(消費税込)を乗じて得た額
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し、最高年2.42%(消費税込)を乗じて得た額
信託財産留保額	基準価額(※)に最高0.3%を乗じた額
その他費用	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます

※ 基準価額の採用日：お申込日(ご指定日がある場合はご指定日)当日(又は翌営業日)

- 手数料等の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することはできません。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および目論見書補完書面等を必ずご覧いただき、内容をご確認いただいた上で、ご自身でご判断ください。
- 「投資信託説明書(交付目論見書)」等は、インターネット取引においては、同サービスにてご確認いただき、店頭のお取引については各取扱店にご用意しています。
- 当金庫の概要

商号等	埼玉縣信用金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第202号
加入協会	日本証券業協会